

資料 18

医政発第963号
雇児発第642号
平成13年9月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に
当たっての婦人相談所等の対応について

近年、配偶者からの暴力、特に夫等からの女性に対する暴力が大きな社会問題となっており、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策の充実が喫緊の課題となっている。

このため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「法」という。)が平成13年4月6日に成立し、同月13日に公布され、平成14年4月1日に施行される一部を除き、平成13年10月13日に施行されることとなった。

配偶者からの暴力被害者の保護等については、これまでも、婦人保護事業の対象者の範囲に含めて、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、また、児童福祉の観点からも母子生活支援施設等において取組を強化してきたところであるが、法の施行に関し、関連規定の要点、保護命令に関する事務及び運用上のその他の留意事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図り、運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 法における婦人相談所等関連規定の要点

1 配偶者暴力相談支援センター（第3条関係）

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにするものであること。

支援センターの業務の一つである被害者及びその同伴する家族の一時保護は、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものであること。なお、同基準については、厚生労働省告示第254号（平成13年7月23日公布）にて定められ、平成14年4月1日から適用されることとなっている。

支援センターの保護の対象となる被害者については、後述する保護命令制度や発見者による通報等の対象者とは異なり、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者も含まれるものであること。

2 婦人相談員による相談、婦人保護施設における保護（第4条、第5条関係）

本条は、婦人相談員が法に基づき被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができること及び都道府県が法に基づき婦人保護施設において被害者及びその同伴する家族の保護を行うことができることを明らかにするものであること。

これらの被害者については、第1の1と同様に、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者も含まれるものであること。

3 発見者による通報等（第6条関係）

(1) 配偶者からの暴力は、主に家庭内で行われるため、外部からの発見が困難であり、また、被害者も配偶者からの報復や家庭の事情等の理由からその保護を求めることをためらうことも考えられる。第1項は、被害者の保護を図るため、広く社会に情報を求めるべく、配偶者からの暴力を受けている者の発見者は、支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないことを規定するものであること。

(2) 第2項にいう「医師その他の医療関係者」（以下「医療関係者」という。）とは、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦等その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった者を発見しやすい立場にあるが、刑法その他の法律上の規定により守秘義務を負う者である。同項及び第3項は、医療関係者が、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっ

たと認められる者を発見したときに支援センター又は警察官に通報することは、守秘義務違反に当たらないことを明らかにするものであること。ただし、第2項後段の規定により、当該通報において、被害者の意思を尊重するよう努めるものとされている。

(3) 第4項は、医療関係者が、被害者に対し、支援センター、婦人相談員、相談機関等について、その業務の内容、連絡方法等の情報を提供するよう努めなければならないことを規定するものであること。被害者の意思に基づき、支援センター等を利用する手助けをすることが、被害者の意思を尊重した被害者の保護の実現に資するところである。

(4) 医療関係者は、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった者を発見しやすい立場にあることから、発見及び通報において積極的な役割が期待される。他方、被害者の意思に反し通報することになると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされることが懸念される。したがって、被害者の意思を尊重するため、第4項の情報提供を積極的に図りつつ、通報は被害者の明示の同意が確認できた場合に行うことが原則とされるものであること。しかしながら、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合においては、被害者の明示の同意が確認できないときでも通報できることは当然である。

4 保護についての説明等（第7条関係）

本条は、支援センターによる保護を受けるか否かは、被害者本人が判断する事柄であることにかんがみ、被害者に対し、業務内容の説明、助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨すると規定しているものであること。

5 関係機関の連携協力（第9条関係）

本条は、被害者の保護を行うに当たって、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関が、相互に連携を図りながら協力するよう努めることを規定しており、機関連絡会議の積極的活用等機関間の連携の強化が求められるものであること。

6 裁判所への書面の提出等（第14条第2項、第3項関係）

裁判所に対する保護命令の申立書において、被害者が支援センターの職員又は警察職員に対し配偶者からの暴力に関して相談した等の事実が記載されている場合、裁判所は、支援センター又は警察職員の所属官署の長に対し、相談等の際の状況及び執られた措置の内容を記載した書面の提出を求め、当該支援センター等の長はこれに速やかに応ずる必要があること。また、裁判所は、必要があると認めるときは、当該支援センター等の長又は相談等を受けた職員に対し、更に説明を求めることができるものであること（書面の提出については、第2を参照のこと。）。

7 被害者への配慮等（第23条関係）

被害者は、配偶者からの暴力によって心身ともに傷ついており、職務関係者からの言動によりさらに傷つくこともあることが指摘されており、また、これらの過程において加害者から報復される危険性も指摘されている。本条は、職務関係者に対し、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすることを求めるとともに、国及び地方公共団体が、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性（例えば、加害者に配偶者に対する暴力が犯罪であるという意識が薄いこと、配偶者からの暴力は放置すれば程度が増していくこと、家庭内で行われるので外部から発見が困難であることなど）等に関する研修、啓発を行うよう規定するものであること。

8 費用の支弁等（第27条、第28条関係）

本条は、支援センターとしての業務を行う婦人相談所の運営等に要する費用などについて、都道府県又は市が支弁し、国が一定の割合を負担し、又は補助できることを規定するものであること。

9 施行期日及び経過措置（附則第1条、第2条関係）

法の施行は公布から6月後の平成13年10月13日であるが、支援センター等の関連規定（第1の1、2、3（支援センター部分のみ）、4、5（支援センター部分のみ）及び8）は、平成14年4月1日施行であること。

また、保護命令に係る裁判所への書面の提出等（第1の6）の規定については、平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が行った相談等については、「支援センター」を「婦人相談所」と読み替えて適用されるものであること。このため、婦人相談所は、裁判所への書面の提出等保護命令手続に関して支援センターが行うものとされている事務を行わなければならないこと。

第2 保護命令に関する事務

1 保護命令制度の概要

保護命令制度は、被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てによって、当該配偶者に対して、6か月間の被害者への接近禁止（接近禁止命令）や2週間の被害者と生活の本拠を共にしている住居からの退去（退去命令）を命ずるものであること。なお、接近禁止命令と退去命令とは併せて発することができる。

保護命令に違反した場合には、刑罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられるものであること。

保護命令を申し立てるべき地方裁判所は、相手方の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、申立人の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、申立

てに係る配偶者からの暴力が行われた地を管轄する地方裁判所のいずれかであること。

2 裁判所への書面の提出

(1) 提出書面の様式

法第14条第2項による裁判所への書面の提出については、別添様式を活用されたいこと。

(2) 提出書面の性格等

提出書面は、裁判所に対して、保護命令発令に必要な事項の認定に役立つ資料を提供し、もって、保護命令の迅速な発令を図るためのものであること。したがって、相談又は援助若しくは保護の要請（以下「相談等」という。）があった時の相談等の内容を客観的に再現することが求められ、相談等を受けた職員において、事実の認定を行わせるという趣旨ではないこと。

このため、提出書面は、記載事項に即して被害者が述べた事項を正確に記載すれば足り、相談等が、記載事項についての質問に偏った「取り調べる」なものとなり、相談者との信頼関係を損ねたり、いわゆる二次被害を招くことにならないよう留意すること。

(3) 提出書面の提出時期等

婦人相談所における相談等においては、配偶者からの暴力に関する内容のみに特化した相談等に限られないことから、提出書面は、裁判所から提出を求められた際に、該当する被害者の相談記録から転記して作成することで差し支えないが、相談者が保護命令を申し立てる可能性が高いと認められる場合には、あらかじめ提出書面の原案を作成しておくなど、裁判所からの求めに対し速やかに対応できるよう配慮すること。また、日頃より相談記録の作成においては、相談者の発言内容を括弧書きするなど所要の工夫に努めること。

同一申立人について複数回の来所等の相談等があり、裁判所からこれら複数回の相談等について書面の提出を求められた場合には、それぞれの相談等の内容・状況等について、それぞれ一通ずつ提出書面を作成して裁判所に提出することを原則とするが、一時保護期間中に婦人相談所の職員が対応した相談等については、申立ての内容が相談等の日時を明確に限定していない場合、全体として一回の相談等として扱って差し支えないこと。

(4) 提出書面の記載の対象となる相談

ア 法においては、被害者が保護命令申立書に記載すべき婦人相談所等への相談等の事実について、特に時期的な制限が設けられていないことから、法の施行日（平成13年10月13日）より前の被害者からの相談等の事実についても、裁判所から書面の提出を求められることになるので、適切に対応すること。なお、文書保存期間経過により相談記録が廃棄されている

場合については、裁判所からの提出要求に対して、書面にてその旨回答すること。

イ 「電話」による相談等については、保護命令の迅速かつ適正な発令を図ろうという法第12条第1項第3号の趣旨にかんがみした場合、単に電話で相談等を行ったにとどまり、支援センター職員や警察職員が本人と対面もしておらず、直接本人の確認さえしていないものについては、同号の相談等には該当しないと解釈がある。

したがって、電話による相談等があり、相談者が保護命令の申立てを望んでいる場合には、電話による相談等のみでは、保護命令申立てに必要な相談等にならないおそれがある旨を丁寧に説明し、相談者の来所を促すよう努めること。なお、相談者によっては、配偶者からの更なる暴力をおそれるなどの理由から、「来所」に応じられない場合もあると考えられ、このような場合に執ように「来所」を促すことは相談者との信頼関係を損なうことにもなるので慎むこと。その際には、相談者に「来所」を説得した経緯や、電話においてどのように人定事項をチェックしたか等の詳細を相談記録等に記載し、裁判所から書面の提出を求められた場合には、別添様式の「相談等の場所」欄の「電話」にチェックした上で、同様式の「その他」欄に相談者の説得の経緯等を記載して、裁判所に提出すること。

(5) 提出書面の裁判所への提出方法

「配偶者からの暴力に関する保護命令手続規則」(平成13年最高裁判所規則第7号)により、保護命令に関する手続に関しては民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)が準用されるため、提出書面については、裁判所へのファックス送付による提出が認められることになる。したがって、提出書面への記入に際しては、ファックス送付をしても支障(文字がつぶれるなど)が生じないように留意すること。

また、裁判所にファックス送付する際の送信書(カバーレター)には、裁判所における事件検索の便宜及び裁判所との連絡の便宜に配慮する観点から、裁判所からの照会書に記載されている「事件番号」と送信者の連絡先(電話番号やファックス番号等)を記載すること。

第3 運用上のその他の留意事項

- 1 法第6条第4項に関連し、貴都道府県における婦人相談所等の相談窓口についての情報等を都道府県の医療関係団体等の協力を得ながら医療関係者に提供するなど特段の配慮を願いたいこと。
- 2 保護命令の申し立てを希望する被害者に対し、婦人相談所において適切な手続教示が行えるよう、法施行に先立ち、地方裁判所と緊密な連携を図るよう特段の

配慮を願いたいこと。

- 3 平成14年4月1日施行に係る事項の詳細については、別途通知する予定であること。